

**【新設】(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定農業用機械等の取得価額要件の判定)**

**61の3-1の3** 措置法令第37条の3第2項に規定する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェアの取得価額が30万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェアが法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。

**【解説】**

- 1 本通達では、本制度の適用を受けようとする資産について圧縮記帳の適用を受けた場合の取得価額要件の判定について明らかにしている。
- 2 本制度の適用対象である特定農業用機械等は、その取得価額が、機械及び装置並びに器具及び備品にあつては1台又は1基の取得価額が30万円以上（通常一組又は一式をもって取引の単位とされる機械及び装置並びに器具及び備品にあつては、一組又は一式の取得価額が30万円以上）、建物及びその附属設備にあつては一の建物及びその附属設備の取得価額の合計額が30万円以上、構築物にあつては一の構築物の取得価額が30万円以上、ソフトウェアにあつては一のソフトウェアの取得価額が30万円以上のものとされているところ（措令37の3②）、本制度と法人税法上の圧縮記帳とは重複適用が可能であることから、法人税法上の圧縮記帳の適用を受けた特定農業用機械等について本制度の適用を受けようとする場合に、その取得価額が30万円以上であるかどうかを圧縮記帳前又は圧縮記帳後のいずれの金額によって判定するのか疑義が生ずる。
- 3 この点、法人税法上の圧縮記帳の適用を受けた減価償却資産については、圧縮記帳後の金額を取得価額とするものとされており（令54③）、本制度の適用に当たっても、措置法令第37条の3第2項の規定振りからみて同様に取り扱うのが相当である。そこで、本通達において、機械及び装置などの対象資産の取得価額が30万円以上であるかどうかを判定する場合、その資産が法人税法上の圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うことを明らかにしている。

なお、本制度は、特定農業用機械等を取得した場合に圧縮記帳ができる制度であるから、適用に当たっては、その特定農業用機械等につき法人税法上の圧縮記帳をした後の帳簿価額を更に圧縮して記帳することとなる。